

建設現場で石綿にばく露し、石綿関連疾患を発症された労働者、

一人親方やそのご家族の皆様へ

～建設アスベスト給付金制度に関するお知らせです～

令和3年5月17日の最高裁判決等により、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸引することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、国の損害賠償責任が認められました。

これを受け、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が令和3年6月9日に成立し、公布後1年以内で政令で定める日から施行されることとされ、現在、その施行準備作業を進めているところです。

この法律では、石綿にさらされる建設業務のうち、昭和47年10月から昭和50年9月までの期間に石綿の吹付け作業、昭和50年10月から平成16年9月までの期間に一定の屋内作業場で行われた作業など、一定の要件を満たす場合、給付金が支給されることになっております(※)。

今回このお知らせを受け取られた建設現場で石綿にばく露し、石綿関連疾患を発症された元労働者、一人親方やその遺族の方々は、この給付金制度の対象になる可能性がありますので、同封のリーフレットをご一読いただければ幸いです。

※ 給付金の支給には、給付金の請求を行っていただき、同封のリーフレットに記載する支給要件を満たすこと等、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。
なお、国または国以外の者により損害の填補がされている場合には、給付金の支給額について調整する場合があります。

また、今回、当該給付金の申請が簡易に行うことができるように「労災支給決定等情報提供サービス」を設けて、過去に建設業務に従事され、石綿にばく露することにより石綿関連疾患を発症され労災補償給付を受けている方、あるいは受けられた方に対しまして、当該労災給付支給決定時の情報を提供させていただくこととしております。是非こちらのサービス活用のご検討もよろしくをお願いします。

ご不明な点などがありましたら、リーフレットの裏面に記載されている相談窓口（労災保険相談ダイヤル）までご相談ください。

厚生労働省

電話番号 0570-006031（労災保険相談ダイヤル）

（受付時間 月～金 8:30～17:15 土・日・祝日・年始年末はお休みします。）